

第 63 号 令和 7 年 1 月 2 日 受理

健康福祉常任委員会付託

件 名 障害者総合支援法第 7 条の適切な運用を求めるについて

要 旨

新型コロナウイルス感染症の流行により、公的責任に基づく社会保障制度の拡充の重要性が改めて確認された。ただし、国が日本の社会保障制度の基本とする社会保険方式は、保険料や利用料が払えなければ、必要な支援が受けられない仕組みである。そのため、国（厚生労働省）と障害者自立支援法違憲訴訟原告・弁護団の間で交わされた「基本合意」に見るよう、経済的に余裕のない障害者は介護保険制度に移行することに強い疑問や不安を抱いている。

また、介護保険制度と障害福祉制度では、それぞれの法の基本的理念が異なるため、サービスの種類や内容、利用負担のあり方が大きく異なる。この結果、介護保険への移行によって、障害福祉を利用していた時のような生活を送れない実態があり、このことが障害者の不安をさらに深めている。

こうした理由もあり、岡山市の浅田達雄さんや千葉市の天海正克さんは、要介護申請を行わなかった。これに対し、岡山市と千葉市は障害福祉サービスの更新申請を却下、サービスをすべて打ち切った。両市は打ち切りの理由を障害者総合支援法第 7 条に求めたが、法第 7 条はあくまで他法との併給調整を規定（二重給付の調整規定）するものである。仮に介護保険を利用できる場合でも、厚生労働省が 2007 年に発出した「適用関係通知」や 2015 年「適用関係に係る事務連絡」、および全国の自治体における運用の実態を踏まえれば、自治体による障害者施策の打ち切りは認められていない。自治体が二重給付の調整規定である法第 7 条を曲解・拡大解釈し、要介護認定申請をしない障害者へのサービスを打ち切ることは、障害者の暮らしや命の保障に係る行政責任の放棄であり、障害者差別であると私たちちは考える。

浅田訴訟は広島高裁岡山支部で勝訴し、天海訴訟は東京高裁で自治体の運用が誤りであるとされた。こうした実態等を踏まえ、社会福祉制度の実施主体である市町村において、法第 7 条の誤った運用を防止し、障害者が安心して暮らせるように請願する。

以上の趣旨から、次項について措置願いたい。

1. 介護保険を申請していない障害者の介護を打ち切り、毎日の生活を困難にするとともに、人権や尊厳を奪うことのないよう市町村に徹底すること。
2. 障害福祉サービスと介護保険サービスなど同じサービスが二重に給付されることがないよう障害者総合支援法第 7 条は、他の法律が優先する規定を設けている。

については現に障害福祉サービスを受けている者の二重給付の防止は、厚生労働省の通知等でも示されているように介護保険等のサービスの利用申請があつた後に適切に行うよう市町村に助言すること。

3. 「申請主義」は、サービス受給の意思を本人に委ねることを原則としているので、障害者に介護保険法によるサービス利用に必要な要介護認定の申請を勧めることはあっても強制してはならないことである。

また、厚生労働省の通知等でも示されているように介護保険法によるサービス利用に必要な要介護認定の申請をしないことを理由とする障害福祉サービスの打ち切り（更新却下）は行わないことを徹底し、申請の強制や更新却下の防止が可能となるよう市町村を支援すること。

4. 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている自治体はこれを撤廃し、2007年通知等で厚生労働省が示す基準に基づく運用が可能となるよう市町村を支援すること。

5. 介護保険優先は二重給付の調整であり、請願項目1.の取り扱いをホームページや障害者のしおりなどに記述すること。